I 委員会審査の充実・活性化について

1 常任委員会の名称変更、所管部署の見直し

常任委員会の名称について、県民にわかりやすく親しみやすい名称とするため、「文教治安常任委員会」を「教育警察常任委員会」に変更すること。

また、現在厚生常任委員会の所管事項が広範にわたっていること等の理由から、 環境生活部に関する事項を経済常任委員会へ所管替えし、名称を「経済環境常任 委員会」に変更すること。

(説明)

現在の常任委員会の名称について、特に「文教治安常任委員会」が県民にわかりにくいという声もあるため、県民にわかりやすく親しみやすい常任委員会の名称に変更することが望ましい。

また、厚生常任委員会の所管が広範にわたっていることや、環境生活部の所管事務については、一部商工観光労働部との関連もあることから、環境生活部に関する事項を経済常任委員会へ所管替えし、名称を「経済環境常任委員会」に変更することが望ましい。

2 常任委員会の分割開催

県民及び議員の委員会傍聴機会の拡大及び小数会派への配慮等のため、現在一 斉に開始している常任委員会を、1日3常任委員会ずつに分割して開催すること。 常任委員会の日程は3日とする。

また、執行部からの委員会出席者数は必要最小限に抑制し、傍聴者席及び議員 傍聴席をそれぞれ10席程度に増やすこと。

(説明)

現在、定例会会期中の常任委員会については、2日間の日程で6常任委員会が一斉に開催されている状況であるが、委員会傍聴機会を拡大するために、1日3常任委員会ずつに分割して開催するよう改めることが望まれる。

また、県民及び議員の傍聴席の確保が必要であることから、それぞれの傍聴 者席を10席程度に増やす。併せて執行部からの委員会出席者数を必要最小限 に抑制するよう議会から執行部へ申し入れを行う必要がある。

その場合、1日目に総務、厚生、経済環境常任委員会を、2日目に農林水産、建設、教育警察常任委員会を開催するなどの、ある程度のルール化をしたほうが望ましい。

また、十分な審議時間を担保するため、現在2日間の常任委員会開催日を、 3日間に変更する。

3 閉会中の常任委員会開催

定例会中の常任委員会については、予算や条例等の付託議案について充実した 審議を行う必要があることから、現在行われている報告事項等の審議については、 主として閉会中に常任委員会を開催し、その中で充実した審議を行うこと。その 場合、県民の傍聴や、議員・執行部の出席の日程調整がしやすいよう、開催日に ついてはある程度ルール化すること。

また、Iの2と同様、県民及び議員の傍聴機会の拡大のため、3常任委員会ずつ分割して開催すること。

(説明)

現在、定例会会期中の常任委員会の中で、予算・条例等の付託議案審査に加え、その他報告事項等多くの審議が行われているが、付託議案以外の県政の課題についても議会のチェック機能を果たしていくため、付託議案・報告事項それぞれについて、より充実した委員会審議を実現する必要がある。そのため、会期中の常任委員会においては、主として付託議案のみの集中審査を行い、付託議案以外は、閉会中に別途常任委員会を開催して審議を行うことが望ましい。また、その際は午前・午後に分割あるいは2日間に分割して開催し、傍聴機会の拡大を図ることが望まれる。

なお、緊急・臨時的な必要に応じて閉会中に開催されている常任委員会については、従来どおり委員長判断により開催する。

4 委員会傍聴者への資料配布

県民が委員会を傍聴する際、審議内容についての理解がより一層促進されるよう、可能な限り傍聴者へ委員会資料を配布すること。ただし、その場合、資料に掲載されている個人情報には十分配慮すること。

(説明)

現在、傍聴者への配布資料は委員会次第のみのため、委員会で配布する資料に基づく各課説明や委員の質疑、執行部の答弁など、傍聴者である県民が審議内容を理解しづらい状況にある。このため、委員会資料については可能な限り配布することが望ましい。

ただし、議案等の内容によっては、個人の氏名や住所等の個人情報が掲載されている場合があるため、審議内容に影響がないと思われる個人情報については、極力保護するよう配慮することが望ましい。

Ⅱ より開かれた県議会実現のための議会の広報等について

1 議長記者会見の開催

県民に県議会をより身近に感じていただくためには、本会議の運営に関してのみならず、例えば高校生議会の開催などさまざまな議会活動について、県民に向けた積極的な情報発信が必要である。そのため、正副議長による記者会見を実施すること。

(説明)

現在は、正副議長の就任会見のみ実施されているが、例えば定例会の開会日前日や閉会日における定例記者会見、あるいは高校生議会や議場コンサートの開催告知など必要に応じた随時記者会見を実施することが望ましい。

2 議案等に対する賛否の公表

各議員が、議案や請願等に対して賛成か、反対か、あるいは棄権だったのかを 県民にわかりやすくタイムリーに公表すること。

(説明)

現在は、可決・否決・継続等の議決結果の公表のみ行われているが、かねてより県民や報道機関から、賛否の状況に関するお尋ねが多かった。

議会の県民への説明責務を果たすために、県民の負託を受けた各議員が、議 案や請願等に対して、どのような考えや立場で議決に臨んだのか、賛成か、反 対か、あるいは棄権だったのかを議会ホームページ等により県民にわかりやす くタイムリーに情報発信することが望ましい。

3 議会ホームページ「ようこそ熊本県議会へ」の充実

議会ホームページに以下の内容を掲載し、よりタイムリーで積極的な情報発信を行うこと。

- ① 質問項目を質問日の前日に掲載
- ② 議案(知事説明要旨を含む)の一部掲載
- ③ 議案等に対する議員ごとの賛否の掲載
- ④ 議長の諸般の報告の掲載
- ⑤ 委員会の視察調査の概要を掲載
- ⑥ キッズページの作成

(説明)

議会ホームページによるタイムリーで積極的な情報発信を行うことは、県民 の議会への関心を増大させ、より身近な存在に感じていただくために重要であ る。

ただし、予算を伴うものについては、引き続き検討いただきたい。

また、個人情報が含まれるものの公開にあたっては、慎重な配慮を行うとと もに、県民にわかりやすい掲載の手法・内容について研究が必要である。

4 県政広報番組の活用

執行部の広報媒体である県政テレビ、県政ラジオ、メールマガジン等を活用して、議会活動を広く県民に紹介すること。

(説明)

当県議会の広報媒体は、議会ホームページと新聞紙面による議会日程等の告知である。

そのため、議会活動をより県民に理解していただくために、執行部が広報媒体として有する、県政テレビ、県政ラジオ、メールマガジン等をより積極的に活用できるよう、執行部とも連携して、県民に継続的に情報発信していく必要がある。

5 議案書等の閲覧場所の案内表示

議案等の閲覧場所は、現在議会図書室と県庁新館1階の情報プラザであるが、 表示がなく場所がわかりにくいため、案内看板を設置すること。

(説明)

県民が気軽に、議案・議案説明資料・委員会資料等等の閲覧ができるよう、議会コーナーなどの施設の新設が望ましいが、新たな予算を伴うため、現状では困難である。

そのため、既存の施設を活用し、現在の議案等の閲覧場所である議会図書室へ、 閲覧に来られた県民が気兼ねなくスムーズに閲覧できるよう、案内看板を設置す ることが必要である。また、その際、動線の表示や親しみやすいデザインにも配 慮が求められる。

6 議会棟の見学

県民の議会棟見学について、例えば地元議員が案内・説明をするなど、より充実した見学となるよう工夫すること。また、積極的に議場見学をPRし、県民が議会を訪れる機会の拡大を図ること。

その際、わかりやすい案内パンフレットが必要であるため、大人用と小・中学 生用と2種類用意することが望ましい。

(説明)

現在は、ほとんどが事務局職員によって案内されているが、例えば地元議員が 説明した場合は、地元ならではの話題や議員の活動内容など、県民にとってより 充実した議会棟見学になると思われる。今後は、より一層議会棟見学をPRして、 県議会の活動を理解していただく機会を拡充することが必要である。

また、現在は議会棟見学のためのパンフレットがないが、一定の予算を伴うとはいえ必要であるので、県議会棟の案内図及び議会の活動等についてわかりやすく説明し、できれば持ち帰った後も学校の社会の授業に利用していただけるようなパンフレットを作成することが望ましい。

7 議場コンサートの開催

議場において、地元の団体による音楽コンサートの開催を検討すること。

(説明)

日頃訪れる機会が少ない県民にも議場に来ていただき、県議会に親しみを持っていただくため、また県民の文化芸術活動を紹介する場の提供と、議場からの文化発信を目的として、議場コンサートの開催を検討した。是非実施すべきという意見の一方で、議場は議論の場であり神聖なる議場でコンサートを開催する必要があるだろうかという意見も提出され結論に至らなかったため、当件については、議長の判断により決定していただきたい。

Ⅲ その他議会運営の充実について

1 質問時間のあり方

議員の質問時間を確保するため、質問時間のあり方について検討を進めること。 例えば質問のみの時間で代表50分・一般40分とした場合は、全体の時間が 極端に拡大しないよう答弁時間についてはゆるやかな制限を設けるなどの工夫が 必要である。

(説明)

現在は、答弁を含み、代表質問 1 0 0 分、一般質問 6 0 分の範囲内で質問が行われているが、答弁の所要時間次第では議員の質問時間が制限され、質問の組み立てが困難な状況も散見される。

また、仮に、答弁を含まず質問だけの時間を設定した場合は、全体の質問時間の予測が困難になり、傍聴者への案内の際、予定時刻の告知ができなくなるなどの混乱も想定される。

議員の質問時間を確保し議員が用意した質問内容が予定どおり行われるようにするためには、質問時間をどのように設定すればよいのか、質問時間のあり方について調査研究を進め検討を行う必要がある。

(検討会での検討例)

- ○答弁を含まない質問のみの時間を代表50分・一般40分とした場合、
 - ・全体の時間は現行どおり代表100分・一般60分とする。
 - ・質問時間を越えない範囲内で答弁する。
 - 質問と答弁の割合を6:4とする。

などのケースが考えられるが、いずれの場合も、答弁時間や全体時間の計測 が困難などのデメリットがあり、検討会での結論には至らなかった。

2 議案書の早期配布

議案の内容について、議員が詳細に調査研究したうえで、本会議・委員会での 審議に臨めるよう、可能な限り早期の議案書配布に努めること。

(説明)

現在は、議案上程日前日の朝、議員執務室の机上に配布されているが、できるだけ早期に議案内容を調査研究して本会議・委員会に臨みたいという議員の要望もあることから、可能な限り早期に、少なくとも議案編綴後速やかに配布するよう努めること。

3 議場においてパネルを使用する際のコピーの配布

議場において質問等の際パネルを使用する場合は、コピーを配布すること。

(説明)

現在は、議場における質問等の際、必要に応じて議長の許可によりパネルの掲示を認めているが、広い議場においては、パネルの内容が見えない場合も多く見受けられるので、パネルを掲示する場合には、パネルをコピーした紙を配布することが望ましい。

なお、傍聴席への配布については、経費が増大しないよう工夫すること。

4 アジア方面への議員の派遣

現在凍結中の議員の行政施策等調査について、県内企業が加速度的にアジアへ進出し事業展開している状況の中で、県議会としても県のアジア戦略と連動して県内企業を支援するため、経済・観光・産業振興施策調査を目的としたアジア方面への派遣に限定し、凍結の一部解除を検討すること。

その場合、県の厳しい財政事情に鑑みて、派遣目的・予算・県民への説明など 従来より厳しい条件を付すこと。

(説明)

従来、議員の行政施策等調査については、1任期中1人100万円の予算内で 実施されていたが、平成21年2月の熊本県議会政務調査費等検討委員会からの 議長への答申を受け、以降現在まで凍結が継続されている。

しかしながら、昨今、議員の中から、現在の熊本県の重大施策のひとつである アジア戦略について、県議会としても執行部と連動して積極的に動き、県内企業 を支援する必要があることから、アジア方面に限定して凍結を解除すべきである との意見が出されていた。

検討会の中では、アジア方面に限っては解除すべきという意見が多く出された 一方で、やはり県の厳しい財政状況等に鑑み、自己経費や政務活動費の中で行う べきという意見も出された。

結果、検討会での統一した結論には至らなかったものの、アジア戦略は県の重大施策であり県議会としても連動する必要があること、加えて議員の施策研究・政策提言のための研究機会の確保・拡充の意味から重要であることについては、意見が一致したところである。

よって、派遣目的・予算・県民への説明など従来より厳しい条件を付すことなどにより、アジア方面へ議員を派遣することについて今後さらに検討を進めること。

5 議会史編纂

貴重な歴史的公文書となる熊本県議会史について、現在第7巻(昭和50年まで)で中断している状況にある。今後早急に体制を整え、編纂にとりかかること。

(説明)

熊本県議会史は、本県議会開設以来の歴史をつまびらかにするのみならず、当時の議会活動や県政、本県の社会、経済、教育、文化等の諸情勢を詳細に分析して編纂するものであり、今後の県政の参考文献となるとともに、歴史的資料としての価値も高く、後世に残していく必要があるものである。

これまで、明治12年の新制度発足から昭和50年(第1巻~第7巻)までの編纂を終えているが、第7巻の発行(平成6年3月)から18年以上が経過し、資料の散逸等も懸念されることから、編纂委員の選定等、早急に体制を整え、編纂を再開する必要がある。

ただし、編纂にあたっては、既存資料の活用などによる編纂期間の短期化や、 一部電子化による冊子のコンパクト化など工夫すること。

6 他県議会等から熊本県へ視察の際のテーマ等の把握

他県議会等から熊本県への行政施策等視察調査の際、調査テーマ等について議 員間で情報を共有すること。

(説明)

他県議会等から熊本県へ、どのようなテーマ・内容を調査するために来熊されているかを把握することは、議員の政務調査活動や委員会審議の参考にもなることから、議会事務局から全議員へ視察テーマ等について報告すること。

7 議場速記の廃止

録音機器の整備・充実がなされた時点で、議場における速記については廃止すること。

(説明)

現在は、議場における速記について、職員1名と外部委託1名の2名体制で実施(併せて録音・録画も実施)しているが、将来的に速記職員の確保が困難なこと、録音機器の性能も向上してきていること、併せて経費節減の観点等から他県等においても速記廃止の傾向にあることから、議場速記については、録音機器の整備・充実など環境が整備された段階で廃止すること。

目途としては、平成25年度中に環境を整備し、平成26年度からの廃止とすること。

8 防災服について

議員防災服の背中に、「熊本県議会」と文字を入れること。

(説明)

自然災害や農業被害等の被災地視察調査を行った場合、現在の防災服では、 左胸の部分に小さく「県議」と入っているだけのデザインであるため、どこか らの調査か一目では判明しない状況にある。地元住民にも明確に熊本県議会か らの視察調査であるとわかるよう、現在の防災服の背中に大きく「熊本県議会」 という文字を入れることが望ましい。また、次回の防災服貸与の際には、併せ て生地の質なども考慮することが望ましい。